平成２１年（フ）第３５８号
鹿児島県鹿児島市山之口町８番24号スカイコーポナポリ601号
債務者　小幡　雅道
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５８３号
鹿児島県西之表市西之表8098番地１
債務者　加世田佳子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６３７号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目14番21―606号
債務者　中﨑　準一
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９０号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目２番12号川路アパート202号
債務者　谷川さちえ
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９３号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目18番25号レオパレス21自由が丘205号
債務者　木原　康二
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７１０号
鹿児島県鹿児島市上福元町3986番地
債務者　竹下　憲治
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８９号
山形県飽海郡遊佐町吹浦字西楯60番地
債務者　齋藤　徹男
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第９０号
山形県飽海郡遊佐町宮田字堂地47番地、前住所山形県酒田市東泉町４丁目15番地の22県営東泉アパート３号棟334号
債務者　髙橋　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第９２号
山形県飽海郡遊佐町小松字東俣６番地の３、前住所山形県鶴岡市大西町35番６号
債務者　池田　裕美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第９３号
山形県東田川郡庄内町余目字興野44番地１コーポアマリリス201、前住所山形県東田川郡藤島町大字小中島字赤沼41番地１
債務者　石川　圭子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第９４号
山形県酒田市みずほ１丁目３番地の10コーポヌーベル102号、前住所山形県酒田市亀ケ崎６丁目11番１―37号雇用促進住宅
債務者　佐藤富美子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２６２号
福島市笹谷字葭野１番地の25、申立時の住所福島市飯坂町字道城町22番地
債務者　佐藤　則彦
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第７７号
福島県相馬市小野字金谷台272番地の６
債務者　竹中　信安
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第２０７号
福井県越前市府中３丁目２番12号
債務者　川元　勝栄
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
福井県越前市府中３丁目２番12号
債務者　川元　智英
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
福井県鯖江市定次町302番地２　ドーム302陽光．302、旧住所福井県鯖江市鳥羽１丁目13番13号　スカイコーポ鳥羽120
債務者　竹下　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
福井市文京７丁目19番28号
債務者　東　　敏宏
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係